

平成28年度における保健事業の変更点のお知らせ

次のとおり保健事業において昨年度から変更となる点についてお知らせいたします。

1 保健施設利用券が利用できる施設について

組合員又は被扶養者が保健施設利用券(以下「利用券」という。)を契約保健施設で利用した際に、その費用の一部(3,000円)を助成しておりますが、今年度から新規に契約保健施設となった施設、及び利用券が使用できなくなる施設について次のとおりお知らせします。また、契約保健施設の休館等については、案内があり次第随時お知らせいたします。なお、契約保健施設の一覧については、保健事業のご案内、及び当組合ホームページに掲載いたします。

(1) 新規契約保健施設について

施設名	所在地	問合せ先
白馬五竜スキー場※ エスカルプラザ いいもり	長野県北安曇郡白馬村神城 22184-10 長野県北安曇郡白馬村神城 26092	0261-75-2101 0261-75-2636
Hakuba47 ウィンタースポーツパーク※	長野県北安曇郡白馬村神城 24196-47	0261-75-3533
増穂ふるさと自然塾	山梨県南巨摩郡富士川町平林 3337-11	0556-20-1080

※ 施設内においてリフト券を購入する場合のみ使用できます。

(2) 平成28年4月1日から利用券が使用できなくなる施設等について

施設名	所在地
民宿 天人の家	静岡県静岡市清水区三保 2375-5
東海大学社会教育センター (海洋科学博物館・自然史博物館)	静岡県静岡市清水区三保 2738
富士桜荘	山梨県南都留郡富士河口湖町船津 6662-10

(3) 利用券の使用にあたってのお願い

- ア 利用券を各施設で使用する場合は、利用券の提出とともに「組合員証」又は「組合員被扶養者証」を提示してください。
- イ 利用券の有効期限は平成29年3月31日となります。有効期限を過ぎると使用できませんのでご注意ください。
- ウ 他人の利用券を譲り受けて使用することや組合員、被扶養者以外の者が使用すること、また、公務出張の際に使用することはできませんのでご注意ください。
- エ 利用金額が3,000円以上になる場合のみ利用可能です。現金での釣銭又は換金はできません。

2 疾病対策等啓発事業について

従来、健康冊子等配付として、選定した冊子を全組合員を対象に配付をしておりましたが、今年度から疾病対策等啓発事業と名称を変更し、特定保健指導の対象者に対して健診結果に応じた健康情報を掲載した冊子を配付いたします。また、毎号共済だよりに健康情報の掲載をいたします。さらに、今年度は後発医薬品の使用割合が全国平均を下回っている状況でありますので、後発医薬品使用促進リーフレットを全組合員に配付いたします。

3 歯科健診助成について

対象年度に 40、45、50、55、60 歳に達する組合員が山梨県歯科医師会会員診療所で歯科健診を行った場合に、その費用を助成しておりますが、35 歳に達する組合員も助成対象者に追加いたします。

4 受診勧奨(重症化予防)について

特定健康診査の結果、特定保健指導の対象とならない非肥満(腹囲が男性 85cm 未満、女性 90 cm 未満かつ BMI が 25 未満)の方のうち、血圧等の数値が医療機関への受診勧奨判定値(厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】」)以上となっているが、医療機関を受診されていない組合員を対象に、重症化予防のための医療機関への受診勧奨を新たに実施いたします。

5 公共スポーツ施設・民間フィットネスクラブ利用助成について

組合員を対象に公共スポーツ施設・民間フィットネスクラブ利用助成として小瀬スポーツ公園 武道館トレーニングルーム等の回数券の購入及び月会費の支払いごとに 1,000 円(1 人当たり年度 6,000 円を限度)の助成を行っておりますが、今年度から次の施設を助成対象として追加いたします。なお、助成対象施設の一覧については、保健事業のご案内、及び当組合ホームページに掲載いたします。

施設名	施設内容	回数券及び年間利用等種別
ブルーアース (県内各店舗)	スポーツクラブ	月会費
JOYFIT 甲府 (甲府市住吉 3-30-5)	スポーツクラブ	月会費
ホリデイスーツクラブ甲府店 (甲府市飯田 3-4-26)	スポーツクラブ	月会費

※ 回数券及び年間利用等料金を支払った際には、各施設から必ず領収書(利用者氏名・期間又は回数券の種類・金額・領収印等の表示があるもの)の交付を受けてください。領収書の原本を請求書に添付いただく必要があります。

6 提携料金等について

(1) 白馬五竜スキー場・Hakuba47 ウィンタースポーツパークについて

新規契約保健施設であります上記施設において、今年度から次のとおり提携料金の適用を受けることができます。

対象者 組合員及び小学生までの被扶養者

利用方法 施設内においてリフト券を購入する際に組合員証又は組合員被扶養者証を提示する。

対象券種 1日券のみ

提携料金

券種		区分		組合員	組合員	組合員	被扶養者	被扶養者
		18～49歳	50～69歳	70～74歳	小学生	未就学児		
通常料金	1日券 運転開始～ 17:00(変更あり)	5,000円	4,000円	3,200円	2,700円	無料		
特別料金	特別割引1日券 オープン～12/13迄、 3/14～クローズ迄※	4,000円		3,200円	2,100円	無料		



提携料金	1日券	3,900円	3,200円	2,100円	無料
------	-----	--------	--------	--------	----

※記載の期間は 2015-2016 年シーズンのものであり、シーズンごとに異なりますので、施設へご確認ください。

備考 ・本特典は他の割引券等と重複しての利用はできません。

・リフト券購入時には上記料金以外にICチップ保証金として別途 1,000円が徴収され、リフト券返却時に 1,000円が返金されます。

(2) マジックキングダムクラブについて

マジックキングダムクラブは平成 28 年 3 月 31 日をもって終了いたしました。

メンバーシップカードについては、返却は不要です。各自で処分をお願いします。

担当:保健課 保健担当 中村

TEL:055-232-7311